

# 金融機関等窓口における本人確認等に関する調査

## < 調査結果に基づく通知 >

「行政評価・監視」は、東北管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

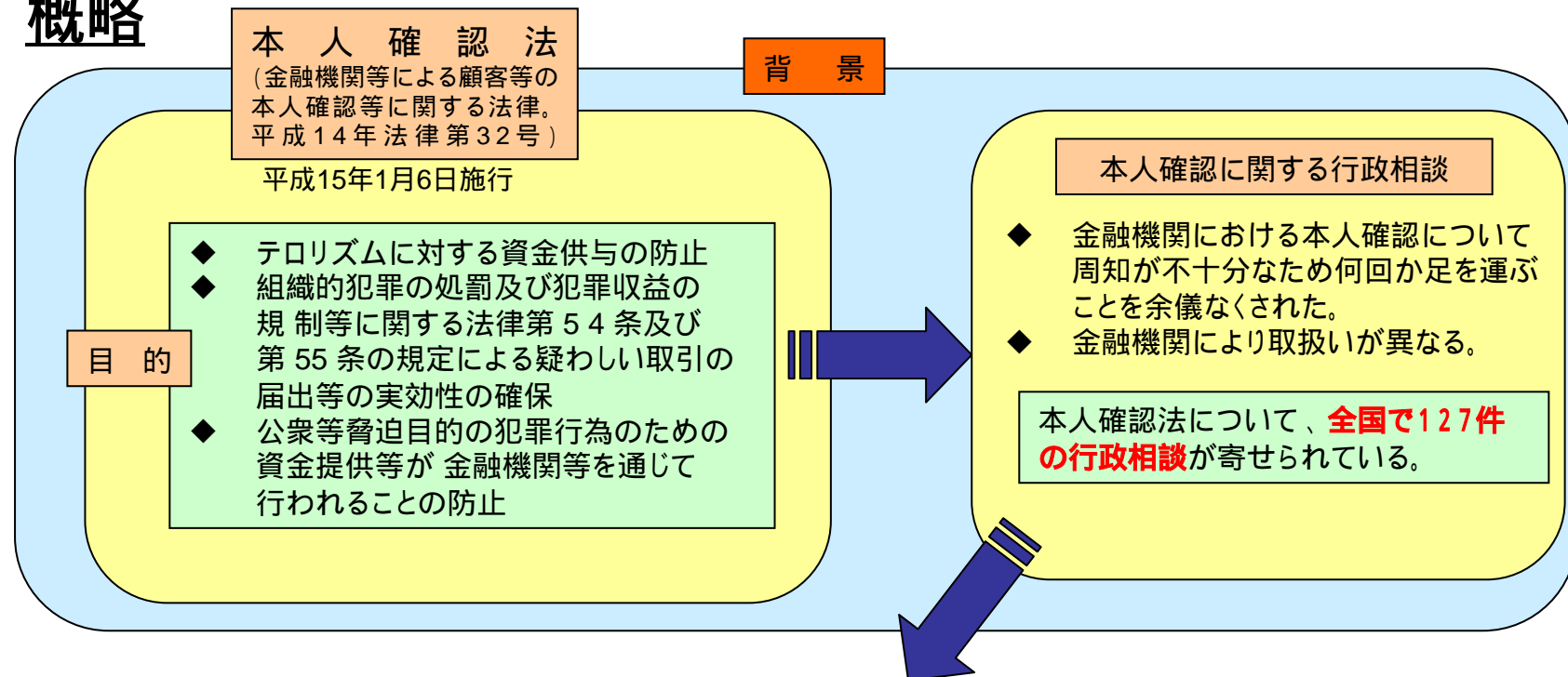
これは、金融機関等における本人確認について行った**全国で初めての調査**です。

また、この調査は、金融機関等における本人確認方法の周知の徹底などを求める**地域住民の声(行政相談)に基づいて実施**したものです。

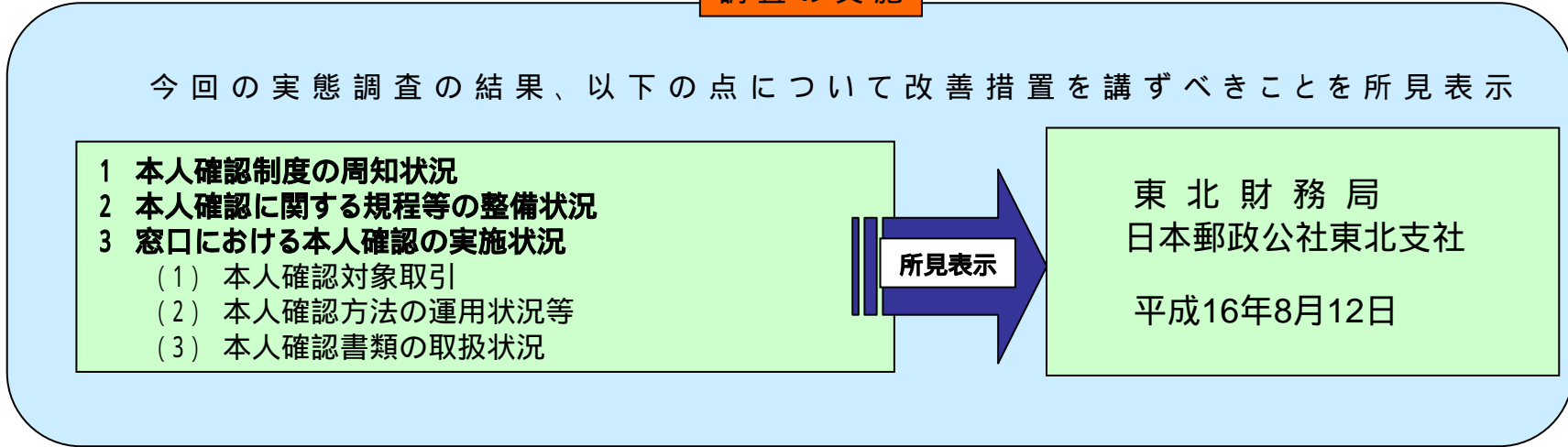
調査結果については、平成16年8月12日、東北財務局及び日本郵政公社東北支社に対して結果通知したものです。

総務省東北管区行政評価局  
第一部第1評価監視官 佐藤 司  
(担当) 平柳 和佳 庄司 雅彦  
(電話) 022(262)8458

# 概略



## 調査の実施



# 本人確認制度の仕組み

以下の取引を行う場合、本人確認が必要

## <本人確認対象取引>

- ◆ 代理人取引
- ◆ 預金又は貯金の契約締結(新規口座開設)
- ◆ 200万円を超える額の大口取引
- ◆ 融資・貸付取引
- ◆ 貸金庫の貸与の開始
- ◆ 200万円を超える額に相当する海外送金を行う取引
- ◆ 来店者が本人などになりすましている疑いがある場合

など



以下の本人特定事項を確認

- ◆ 自然人の場合  
<氏名、住居、生年月日>
- ◆ 法人の場合  
<名称、本店又は主たる事務所の所在地>



本人確認書類は、確認の方法により、次の2つに区分

## 提示のみで足りる書類

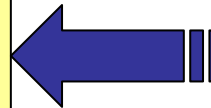
- ・運転免許証
- ・健康保険証
- ・旅券
- ・届出印鑑の印鑑登録証明書
- ・住民基本台帳カード(氏名・住居・生年月日の記載のあるものに限る。)

など

## 提示を受け、更に転送不要郵便物等での住居確認が必要な書類

- ・住民票の写し
- ・戸籍の謄本
- ・戸籍の抄本
- ・外国人登録原票の写し

など



金融機関等は、次の記録を作成・保存

- ◆ 本人確認を行った場合には、**本人確認記録**を作成(7年間保存)
- ◆ 金融等業務に係る取引を行った場合には、**取引記録**を作成(7年間保存)

# 所見表示事項1 本人確認制度の周知状況

## 調査結果

< 本人確認法 >  
平成15年1月6日施行  
(その後、15年8月までに複数回の  
法令改正あり)

全国で127件の行政相談

金融機関等の利用者に対する  
意識調査を実施  
(57金融機関等の利用者502人)

### 周知状況

< 国 >

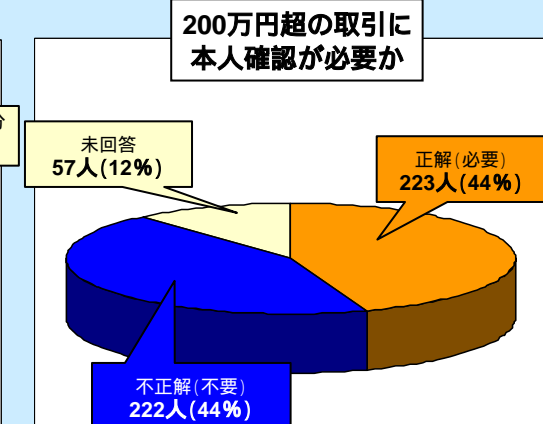
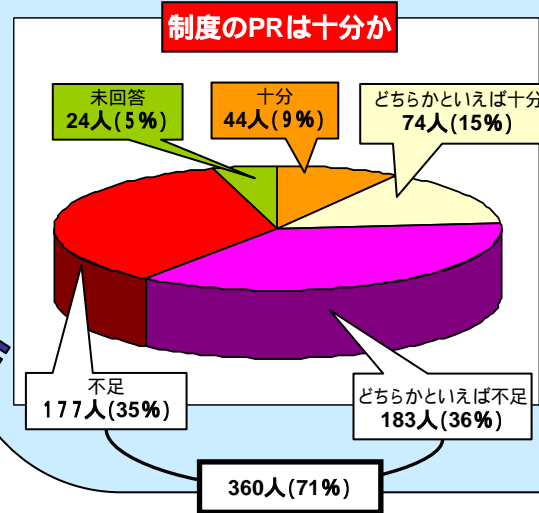
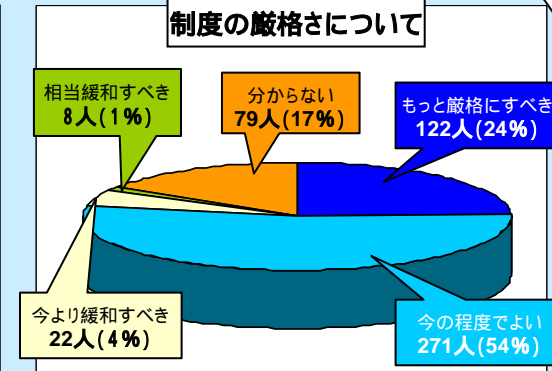
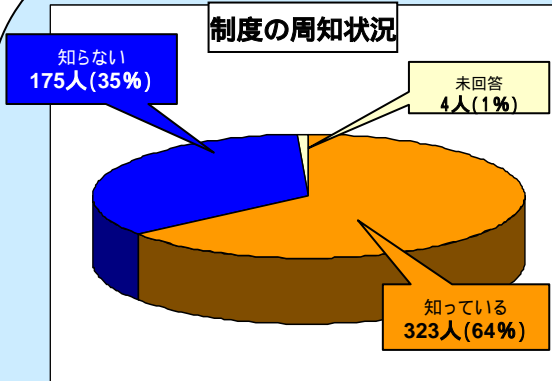
新聞、テレビ、金融庁のHP

< 金融機関・郵便局 >

店内ポスター、パンフレット、HP

### 所見表示要旨

本人確認制度について、国民への理解が十分浸透するよう  
積極的な広報、啓発を金融機関等に指導すること。



# 所見表示事項2 本人確認に関する規程等の整備状況

## 制度・仕組み

平成15年1月6日の本人確認法施行以来、複数回の施行規則改正あり

### 改正内容

#### 本人確認の対象となる取引から除かれたもの

- ・ 国等に対する金品の納付等に係る取引  
(例:税金の納付 など)
- ・ 国等を顧客等として当該取引の任に当たっている当該国等の職員が法令上の権限に基づき、行う取引であって、国等が証明する書類等が提示又は送付されたもの  
(例:差押債券の取立で預金 など)

#### 本人確認書類として追加されたもの

- ア 官公庁から発行・発給された書類等で氏名・住居・生年月日の記載があり、かつ、写真を貼り付けたもの
- イ 出入国管理及び難民認定法に規定する乗員手帳(氏名及び生年月日の記載があるもの)
- ウ 住民基本台帳カードで、氏名・住居・生年月日の記載があるもの

#### 本人確認方法として追加されたもの

- ・ 旅券等で、住居の記載がないときは、発行から6か月以内の公共料金の領収書等で住居を確認

## 現状・実態

今回、1支社、22金融機関(宮城県内1支社、14金融機関、青森県内8金融機関)における規程等の整備状況を調査

#### 依然として本人確認の対象取引としているもの

- ・ 宮城県内8金融機関、青森県内4金融機関

#### 本人確認書類として追加していないもの

- ア 宮城県内 9金融機関、青森県内2金融機関
- イ 宮城県内10金融機関、青森県内2金融機関
- ウ 宮城県内10金融機関、青森県内2金融機関

#### 本人確認方法として追加していないもの

- ・ 宮城県内10金融機関、青森県内1金融機関

## 所見表示要旨

金融機関等における本人確認に関する規程等の適時・的確な整備を図るよう指導するとともに、法令が定める内容の遵守について指導すること。

# 所見表示事項3

# 窓口における本人確認の実施状

## (1) 本人確認対象取引

現状・実態

### 制度・仕組み

#### < 本人確認対象取引 >

代理人取引

(代理人と名義人の双方の本人確認が必要)

#### < 本人確認対象外取引 >

国等に対する金品の納付等に係る取引

(平成15年4月1日から対象外)

+

銀行等が独自の基準を定め、  
本人確認を行っているもの

今回、宮城県内**1支社(6郵便局)**及び  
**14金融機関(41本支店)**、青森県内**3郵便局**及び  
**6金融機関(13本支店)**において、本人確認を  
行っているかを窓口担当者に聴き取り調査した。

### 所見表示要旨

代理人取引において、名義人と代理人両者の本人確認を徹底するよう指導すること。  
国等に対する金品の納付等に係る取引については、本人確認対象外取引であること  
について指導をすること。

金融機関等が、独自の基準により本人確認法が定めている対象取引以外の取引で  
本人確認を行う場合、顧客に対し十分周知を図るよう指導すること。

代理人と名義人両者の本人確認が必要であるにもかかわらず、  
代理人しか本人確認を行わないとしているもの

- ・宮城県内**6金融機関等(12本支店等)**
- ・青森県内**4金融機関等(7本支店等)**

国等に対する金品の納付等に係る取引は、法施行規則改正  
により本人確認の対象外となったが、依然として窓口において  
本人確認を行うとしているもの

- ・宮城県内**12金融機関等(30本支店等)**
- ・青森県内**5金融機関(10支店)**

独自の基準を定め、本人確認法が定める対象取引以外の取引で  
本人確認を行っているが顧客に十分周知をしていないもの

- ・大口現金取引の200万円の基準を引き下げているもの
- ・宮城県内**8金融機関**、青森県内**2金融機関**
- ・住居、氏名、届出印鑑の変更等の際にも本人確認を  
行っているもの
- ・宮城県内**8金融機関等(15本支店等)**
- ・青森県内**3金融機関等(9支店等)**

## (2) 本人確認方法の運用状況等

### 制度・仕組み

#### < 本人確認書類 >

##### 提示のみで足りる書類

- ・運転免許証      ・健康保険証
- ・旅券      ・届出印鑑の印鑑登録証明書
- ・住民基本台帳カード(氏名・住居・生年月日の記載のあるものに限る。) など

##### 提示を受け、更に転送不要郵便物等での住居確認が必要な書類

- ・住民票の写し      ・戸籍の謄本
- ・戸籍の抄本      ・外国人登録原票の写し など

今回、宮城県内 **1支社(6郵便局)** 及び **14金融機関等(41本支店)**、青森県内 **8金融機関** において、本人確認書類とその確認方法との運用状況について窓口担当者等に聴き取り調査した。

### 現状・実態

住民基本台帳カードであっても**住居・生年月日の記載のないもの**を本人確認書類としているもの  
・宮城県内**3金融機関**

転送不要郵便物等での住居確認が必要な本人確認書類は、原則、本人確認書類として認めておらず、顧客等に周知を図っていないもの  
・宮城県内**5金融機関(5本支店)**  
青森県内**1金融機関**

の届出印鑑の印鑑登録証明書を、**の書類**として取り扱っているが、顧客等に周知を図っていないもの  
・宮城県内**2金融機関等**

### 所見表示要旨

住民基本台帳カードであっても住居・生年月日の記載のないものは本人確認書類として認められていないことについて、周知を図ること。

独自の基準により、本人確認法よりも厳格な取扱いを行っている金融機関等に対し、その取扱いを十分に周知するよう指導すること。

### (3) 本人確認書類の取扱状況

#### 制度・仕組み

##### 健康保険証(被保険者証)

氏名、住居、生年月日の記載のあるものに限り、本人確認書類の一つとして認められている。(本人確認法施行規則第4条)

(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令  
(平成13年厚生労働省令第12号))

紙



プラスチック製のカード

(政府管掌保険では平成16年3月までカード化移行済)

##### 東北財務局の見解

カード式健康保険証に発行者が住所を記載せず、受領後に本人が自署する方式のものも、金融機関の窓口で提示された時点で、消去できないように、あらかじめ記入されていれば、本人確認書類として有効

金融機関の窓口で提示された時点で住所の記入がないもの、記入されていても消去可能なものについては、有効な本人確認書類とは認められない。

#### 現状・実態

今回、**1支社、22金融機関**(宮城県内**1支社、14金融機関**、青森県内**8金融機関**)において、カード式健康保険証の取扱状況を調査したところ、次のように**取扱いが区々**

- (ア) 住居が消去できない形で記入されている場合に限って、  
本人確認書類として認めているもの  
・宮城県内**1支社・6金融機関**、青森県内**8金融機関**
- (イ) カード式健康保険証については、油性ペンであらかじめ住居を記入したものであっても認めていないもの  
・宮城県内**1金融機関**
- (ウ) 郵送での住居確認をした上で、全てのカード式健康保険証について、本人確認書類として認めているもの  
・宮城県内**1金融機関**
- (エ) カード式健康保険証は、訂正できないような形で、住居があらかじめ記入されたものはもちろん、窓口で提示された時点でボールペン等で自署したものも含め、本人確認書類として認めているもの  
・宮城県内**6金融機関**

#### 所見表示要旨

管内金融機関に対し、本人確認法の確認書類として重要な位置付けを持つカード式健康保険証について取扱い方針等を周知徹底させること。